○開発小樽第４号

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　一般国道５号　共和町　第３バンノ沢川橋詳細設計業務（電子入札対象案件）

⑶　業務内容　第３バンノ沢川橋　Ｌ＝237.0ｍ（３径間連続ＰＣラーメン箱桁）、橋梁詳細設計（共通）Ｎ＝一式、コンクリート上部工　Ｎ＝一式、橋台工（逆Ｔ　式橋台：基本１基、類似１基）Ｎ＝２基、橋脚工（ＳＲＣ橋脚：基本１基、類似１基）Ｎ＝２基、架設計画（架設工法Ⅱ）Ｎ＝一式

⑷　履行期間　契約締結日の翌日から令和２年11月16日まで。

⑸　開発小樽第３号１⑸に同じ。

2　競争参加資格

技術提案書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

⑴　開発小樽第３号２⑴アに同じ。

⑵　設計共同体　⑴に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和元年６月13日付け北海道開発局長）に示すところにより、北海道開発局長から一般国道５号　共和町　第３バンノ沢川橋詳細設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の決定を受けているものであること。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴～⑷　開発小樽第３号３⑴～⑷に同じ。

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴～⑷　開発小樽第３号４⑴～⑷に同じ。

5　手続等

⑴～⑷　開発小樽第３号５⑴～⑷に同じ。

6　その他

⑴～⑺　開発小樽第３号６⑴～⑺に同じ。

7　Summary

⑴　The same with notice above (Kaihatsuotaru (No. 3　7(1))

⑵　Subject matter of the contract : Technical design details of the Dai3bannosawakawahashi

⑶～⑸　The same with notice above (Kaihatsuotaru (No. 3　7(3)～(5))

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局小樽開発建設部が発注する一般国道５号　共和町　第２バンノ沢川橋詳細設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和元年６月13日

北海道開発局長　水島　徹治

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　業務概要

⑴　業務名　一般国道５号　共和町　第２バンノ沢川橋詳細設計業務

⑵　業務内容　本業務は、一般国道５号倶知安余市道路（倶知安～共和）事業において調査設計業務との進捗の整合を図り、第２バンノ沢川橋の詳細設計を行うものである。

⑶　履行期限　令和２年12月14日

2　資格審査申請書の申請方法

⑴　受付期間　令和元年６月13日から令和元年６月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、令和元年６月25日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311　内線5480）

⑶　提出方法　⑵の受付場所に持参又は書留郵便により提出すること。

3　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと決定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け北海道開発局長。以下「平成30年10月１日付け公示」という。）１（工事区分及び業種区分）の（測量等）の業種区分について設計共同体としての資格があると決定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

③　北海道開発局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

④　平成30年10月１日付け公示４（測量等）の③から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

4　一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

３⑴②の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が決定されるためには、３⑴②の決定を受けていない構成員が３⑴②の決定を受けることが必要である。また、この場合において、３⑴②の決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに３⑴②の決定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと決定する。

5　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、北海道開発局長から資格決定通知書により通知する。

6　競争参加資格の有効期間

５の設計共同体としての資格の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

⑴　発注業務の契約の相手となった者　競争参加資格が決定されたときから当該業務の完了払を受けたときまで

⑵　発注業務の契約の相手とならなかった者　競争参加資格が決定されたときから当該業務の契約が締結された日まで

7　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

①　競争参加資格審査申請書（設計共同体）１部

②　設計共同体協定書（副本）１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　申請書類は、日本語で作成すること。

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得ること。

http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「一般国道５号　共和町　第２バンノ沢川橋詳細設計業務　△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（令和元年６月13日付け支出負担行為担当官北海道開発局小樽開発建設部長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局小樽開発建設部が発注する一般国道５号　共和町　第３バンノ沢川橋詳細設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和元年６月13日

北海道開発局長　水島　徹治

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　業務概要

⑴　業務名　一般国道５号　共和町　第３バンノ沢川橋詳細設計業務

⑵　業務内容　本業務は、一般国道５号倶知安余市道路（倶知安～共和）事業において調査設計業務との進捗の整合を図り、第３バンノ沢川橋の詳細設計を行うものである。

⑶　履行期限　令和２年11月16日